

26環資産第947号

平成27年3月31日

一般社団法人 日本建設業連合会 御中

付  
官4号  
27.4.02



東京都環境局資源循環推進部

産業廃棄物技術担当課長

(公印省略)

使用を終えた重電機器等（トランジスタ、コンデンサ、照明用安定器及びモーター直結用コンデンサ等）の取扱いについて

平素より、東京都の廃棄物対策の推進に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、平成26年6月に国の「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」が改訂（平成26年環境省告示第75号）され、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の期限内における適正処理の徹底が求められているところです。

つきましては、使用を終えた重電機器等について「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」の取扱いは、下記のとおりとなっておりますので、貴会会員に対して改めて御周知くださいよう、よろしくお願ひいたします。

記

- 1 重電機器等の製造メーカーに確認し、ポリ塩化ビフェニル（以下「P C B」という。）の混入が否定できない場合は、重電機器等の絶縁中のP C B濃度分析が必要であること。
- 2 絶縁中のP C B濃度が0.5mg/kgを超える場合、P C B廃棄物に該当し、当該重電機器等の所有者に適正保管・処分が義務付けられていること。
- 3 建設・解体業者が所有者に代わりP C B廃棄物を処分・運搬できること。
- 4 当該重電機器等についてP C B廃棄物に該当しないことが確認されるまでは、P C B廃棄物と同様に適正保管が必要なこと。
- 5 P C B廃棄物の保管等について、当該重電機器等の所有者に東京都知事への届出が義務付けられていること。

【問合せ先】

東京都環境局資源循環推進部産業廃棄物対策課

P C B担当 Tel03(5388)3573

東京都微量P C B廃棄物処理支援事業



## 助成金について



※処理経費は  
「運搬費」と「処分費」の合計額です。



### 助成対象者・助成対象経費

- ①個人 ②中小企業団体 ③マンション管理組合法人 ④中小企業者  
⑤会社以外の法人

(学校法人、医療法人、財団法人、宗教法人、社会福祉法人、保育園、  
健康保険組合等)

※②ページを参照

分析

都内で保有している  
電気機器の  
絶縁油を分析

処理

都内で保有している  
微量P C B含有が確認された  
絶縁油・容器・電気機器を処理

東京都環境局  
公益財団法人 東京都環境公社

# PCB廃棄物 処理までの流れ

PCBはトランスやコンデンサ等の電気機器に利用されていましたが、人の健康及び生活環境に被害を生ずるおそれがある物質であることから、昭和47年に製造が中止されました。また、平成14年にPCBを使用していないとされるトランスやコンデンサから、微量のPCBが検出されるものがあることが判明しました。

PCB廃棄物は、絶縁油に含まれるPCB濃度により処理方法が異なります。PCB濃度の確認方法等は以下のとおりです。

PCBが使用されているかどうかを銘板を確認の上、製造メーカー等に問い合わせる。

PCB  
不使用

不明

PCB使用  
高濃度  
PCB

絶縁油中の  
PCB分析

0.5mg/kg以下  
または不検出

0.5mg/kg超  
微量PCB

産業廃棄物処分許可業者

無害化処理施設・許可施設  
※④ページ参照  
微量PCBの

日本環境安全事業(株)  
(右記参照)

トランス（変圧器）



コンデンサ（蓄電器）



トランス等  
電気機器に貼  
付されており、  
製造業者名、  
製造年月日、  
型式等を表示



銘板例

※通電中（使用中）の機器は感電の危険があり  
ます。銘板を確認の際は、電気主任技術者など  
専門家にご依頼ください。

※密閉式のコンデンサは、穴を開けないと分析  
ができないため、使用を終えた後に分析するこ  
ととなります。

## 主なPCB分析機関の紹介窓口

一般社団法人 日本環境測定分析協会

TEL. 03 - 3878 - 2811

## 高濃度PCB使用の電気機器の処理

日本環境安全事業(株)

(通称: JESCO)

TEL. 0120 - 808534

# 微量PCB廃棄物の分析費・処理費の助成金

東京都では、中小事業者等の方々の負担軽減を図るため、都内で所有する微量PCBに汚染された絶縁油、電気機器等の廃棄物処理費用及び分析費の一部を助成しています。

## 助成対象者

- ① 個人（過去に中小企業者であった個人の方、マンション等の個人オーナーも対象）
- ② 中小企業団体
- ③ マンション管理組合法人
- ④ 中小企業者

業種	資本金	又は	従業員数
サービス業	5,000万円以下		100人以下
卸売業	1億円以下		100人以下
小売業	5,000万円以下		50人以下
製造業・その他の業種	3億円以下		300人以下

- ⑤ 会社以外の法人であって、常時使用する従業員の数が次の表以下であるもの

主たる事業	常時使用する従業員数
サービス業に属する事業	100人
卸売業に属する事業	100人
小売業に属する事業	50人
製造業・その他の業種に属する事業	300人

※「従業員数」の「従業員」とは、労働基準法第20条のパート・アルバイト・臨時雇いを含む、「解雇予告を必要とする者」をいう。

※学校法人、医療法人、財団法人、宗教法人、社会福祉法人、保育園、健康保険組合等は、従業員数が100人以下の場合、助成対象となります。

## 申請期間

**平成28年3月31日まで**

## 分析経費の助成

### 助成対象となる電気機器

都内で保有している微量のPCBに汚染された可能性のあるコンデンサ及びトランス類の電気機器

〔例：コンデンサ、高圧トランス、リアクトル、変成器、遮断器、開閉器、整流器、放電コイル、  
　　低圧トランス、サージアブソーバー（避雷器）等〕

### 助成金の額及び限度額

- 試料採取費及び分析費の2分の1
- 1台あたりの助成金額の上限は12,500円

# 処理経費の助成

## 助成対象となる廃棄物

都内で保有している

- ① 微量PCBの含有が確認された絶縁油
- ② 微量PCB絶縁油が付着し、又は封入されたドラム缶等の容器
- ③ 微量PCB絶縁油が封入されたトランス、コンデンサ等の電気機器

## 助成対象経費

- 電気機器から微量PCB絶縁油を抜き取るために要する経費
- 助成対象廃棄物の運搬に要する経費
- 助成対象廃棄物の処分に要する経費

## 助成金の額

助成対象経費の合計から同等の微量PCBを含まない廃棄物の処理に要する経費の合計を控除した額の2分の1

## 限度額

### ① 使用中のトランスから微量PCB絶縁油を抜取り、微量PCB絶縁油を処理する場合 (単位 千円)

合計油量 (リットル)	1台	2台	3台	4台	5台	6台以上
750L超	120	165	214	263	327	259
600L超～750L以下						
500L以上～600L以下						
450L超～500L未満						
400L以上～450L以下						
300L超～400L未満						
300L						
200L以上～300L未満						
150L超～200L未満						
100L以上～150L以下						
100L未満						

※「合計油量」とは、助成金の交付の申請をしようとする微量PCB廃絶縁油の合計の量をいう。

### ② ドラム缶等容器に保管している微量PCB絶縁油を容器ごと処理する場合

※「合計油量」とは、助成金の交付の申請をしようとする微量PCB廃絶縁油の合計の量をいう。

合計油量(リットル)	限度額 (単位 千円)
150L超	120
100L以上～150L以下	102
100L未満	84

### ③ 微量PCB絶縁油が封入された電気機器を処理する場合(1台あたり)

※「機器電源容量」とは、微量PCB廃電気機器の電源容量をいう。

※2台以上の限度額は、機器ごとの限度額を合計した額とする。

機器電源容量(kVA)	限度額 (単位 千円)
75kVA以上	450
30kVA超～75kVA未満	350
30kVA以下	250

# 微量PCB廃棄物処理施設の一覧

(平成26年3月17日現在)

事 設 置 場 所 名 先	廃棄物の種類 (微量 PCB 廃電気機器等・低濃度 PCB 含有廃棄物)			
	廢油	トランス・コンデンサ等	その他汚染物	処理物
無害化処理認定施設	(財)愛媛県廃棄物処理センター 愛媛県新居浜市 <b>089-912-2355</b>	●	●	●
	光和精鉱(株) 福岡県北九州市 <b>093-872-2100</b>	●	●	●
	(株)クレハ環境 福島県いわき市 <b>0246-63-1331</b>	●		●
	東京臨海リサイクルパワー(株) 東京都江東区地先 <b>03-6372-7155</b> (受付窓口: 東京パワーテクノロジー(株))	●		
	エコシステム秋田(株) 秋田県大館市 <b>03-5611-6867</b> (受付窓口: エコシステムジャパン(株))	●		
	神戸環境クリエート(株) 兵庫県神戸市 <b>078-651-5060</b>	●		●
	(株)富山環境整備 富山県富山市 <b>076-469-5356</b>	●	●	●
	(株)富士クリーン 香川県綾歌郡 <b>087-878-3111</b>	●		
	関電ジオレ(株) 兵庫県尼崎市 <b>06-6411-3690</b>	●		
	三光(株) 鳥取県境港市 <b>0859-42-5533</b>	●	●	●
	杉田建材(株) 千葉県市原市 <b>0436-24-0511</b>	●	●	●
	JFE環境(株) 神奈川県横浜市 <b>045-505-7949</b>	●		●
	群桐工コロ(株) 群馬県太田市 <b>0276-55-0500</b>	●		●
	環境開発(株) 石川県金沢市 <b>076-244-3132</b>	●		●
	才オノ開発(株) 愛媛県東温市 <b>089-976-1234</b>	●		●
許可施設	JX金属苫小牧ケミカル(株) 北海道苫小牧市 <b>0144-56-0231</b>	●	●	●
	エコシステム山陽(株) 岡山県久米郡美咲町 <b>03-5611-6867</b> (受付窓口: エコシステムジャパン(株))		*抜油済みのものに限る。	●



処理費用・受け入れ条件などの詳細は、直接処理施設にお問合せください

# 助成金申請の流れ

助成金申請の書類は 分析・処理それぞれ実施前・実施後に**2回**提出して下さい。

## 1回目 分析・処理実施 前 の 交付申請

1.  
東京都環境公  
社へ  
書類提出

### 提出書類

- 【分析】 ①交付申請書  
②業者からの見積書の写し  
③登記事項証明書(法人の場合)  
④印鑑証明書  
⑤その他公社が必要と認める書類
- 【処理】 上記①～⑤及び  
PCB濃度証明書の写し

分析・処理の実施前に必ず書類を提出してください。

2.  
受領  
交付決定通知書の

3. 分析・処理の実施

## 2回目 分析・処理実施 後 の 実績報告

1.  
分析・処理の実施

2.  
東京都環境公  
社へ  
書類提出

### 提出書類

- 【分析】 ①実績報告書  
②請求書(第7号様式)  
③業者からの請求明細書の写し  
④業者への支払いを証明する書類の写し  
⑤PCB濃度証明書の写し  
⑥銘板の写真
- 【処理】 上記①～④及び  
マニフェスト伝票の写し(D票)

3. 確定通知書の受領

4. 助成金の受領

注意！ PCBの分析及び処理の実施は

1 交付決定通知書を受領した後 に実施してください。

交付決定通知書の発行よりも前に分析や処理を実施した場合、**助成金の交付はできません。**

2 東京都環境公社での書類審査期間は、約**14日間**。 審査終了後、通知書を送付します。

## 問合せ先・助成金の書類郵送先

公益財団法人 東京都環境公社

〒130-0022 東京都墨田区江東橋4-26-5 東京トラフィック錦糸町ビル8階

TEL. 03 - 3649 - 8541 〔土・日・祝日、年末年始を除く〕  
9時00分から17時00分まで

<http://www.tokyokankyo.jp/>

東京都環境公社 で検索